

合併処理浄化槽整備事業

1. 補助対象

下水道認可区域以外の区域において、住居を目的とした住宅で処理対象人員10人以下の合併処理浄化槽を設置される方。

2. 算定基準

屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準（日本工業規格 JIS A3302）

住 宅 $A = \text{延べ床面積 (m}^2\text{)}$

$A \leq 130 \text{ m}^2$ の場合	5人槽
$A > 130 \text{ m}^2$ の場合	7人槽
2世帯住宅の場合	10人槽

3. 補助基準額

5人槽	332,000
7人槽	414,000
10人槽	548,000
単独浄化槽撤去	90,000

4. 緩和措置（算定人員の増減）

算定人員の変更内容

1戸建て住宅（専用住宅に限り、2世帯住宅を除く。）の浄化槽の処理対象人員について、次に掲げる条件に適合する場合は、7人槽を5人槽とすることができる。

- ① 台所及び浴室がそれぞれ1箇所以内であること
- ② 実居住人員及び将来の居住人員見込みが5人以下であること
- ③ 使用水量の見込みが1日あたり1,000ℓ以下であること
- ④ 住宅の延べ面積が200㎡以内であること
（増築又は改築を行う場合は、当該工事後の延べ面積）